

厚生労働省告示第二百二十三号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の六第一項の規定に基づき、児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十四年四月一日から適用する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

児童福祉法第二十四条の六第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十四条の六第一項に規定する厚生労働大臣が定める基準は、児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十三号）とする。